

いぶすき市議会だより第 40 号の記事の補足説明について

平成 27 年 2 月 16 日発行のいぶすき市議会だよりに、下記について、説明不足で誤解を招く表記がありました。お詫びいたします。

- ・ 5 頁の文教厚生委員会の主な委員会審査報告中の指宿市立図書館条例の一部改正について

タイトル	補足後	掲載記事
使用料が時間当たりに	問 山川図書館の施設のうち、文化施設(多目的ホール、学習室及び展示コーナー)の使用料は、これまで何時から何時までという、・・・・	問 使用料は、これまで何時から何時までという、・・・・